

(参考1) 時間帯補正等価騒音レベル (Lden) の算出方法

時間帯補正等価騒音レベルとは、個々の航空機騒音の単発騒音曝露レベル $L_{AE}$ に昼・夕・夜の時間帯補正を加えてエネルギー加算し、1日の時間平均を取ってレベル表現したもの

$$L_{den} = 10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \sum_{i=1}^N 10^{(L_{AE} + \Delta_i)/10} \right\}$$

$L_{AE}$  : 航空機騒音の単発騒音曝露レベル

〔単発騒音曝露レベルとは、単発的に発生する騒音の全エネルギー（瞬時A特性音圧の2乗積分値）と等しいエネルギーを持つ継続時間1秒の定常音の騒音レベルのこと〕

$\Delta_i = 0$  dB (日中 ; 7-19時), 5 dB (夕方 ; 19-22時), 10 dB (深夜 ; 22-7時)

$T = 86400$  s (1日),  $T_0 = 1$  s

(参考2) 航空機騒音に係る環境基準 (昭和48年12月環境庁告示第154号)(抜粋)

環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル(計量単位 デシベル)及び航空機の機数を記録するものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 評価は(1)のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値(単位 WECPNL)を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

算式  $\overline{\text{dB(A)}} + 10 \log_{10} N - 27$

(注)  $\overline{\text{dB(A)}}$  とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、 $N$ とは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を $N_1$ 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を $N_2$ 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を $N_3$ 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を $N_4$ とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

- (5) 測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。